

令和4年度男女の賃金の差異

(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

全ての労働者	直接雇用全職員	90.9 %
正規労働者	直接雇用無期雇用常勤職員	83.8 %
非正規労働者	直接雇用有期及び無期雇用非常勤職員	127.1 %

対象期間： 令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

対象賃金： 総支給額

- ・世帯主に支給される手当について男性正規労働者に支給される割合が多い。
- ・正規労働者勤続年数は男性が女性より約3年長く、平均年齢は約1歳高い。
- ・非正規労働者の内、賃金水準の高い職種に女性が多い。